

一般社団法人メディカル多久定款

平成30年 3月 1日 作成

一般社団法人メディカル多久定款

第1章 総則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人メディカル多久と称する。

(目的)

第2条 当法人は、広く一般市民に対して、医療、福祉等に関する情報の共有と提供、相互コミュニティの構築に関する事業等を行い、医療、福祉の発展と健康の保持及び増進を目的とし、その目的に資するため、次の事業を行う。

- 1 各種健康診断、検診、検査等の企画、立案及び実施に関する事業
- 2 医療、健康増進、福祉等に関する相談及び支援に関する事業
- 3 団体、個人、医療機関、研究機関、企業等に対する連絡、協力、調整、連携、交流、提言及び支援に関する事業
- 4 前各号に附帯又は関連する一切の事業

(主たる事務所の所在地)

第3条 当法人は、主たる事務所を佐賀県多久市に置く。

(公告方法)

第4条 当法人の公告は、官報に掲載してする。

第2章 会員

(入会及び会員区分)

第5条 当法人の会員は2種とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員とする。

- (1) 正会員 当法人の目的に賛同して入会した個人又は団体
 - (2) 賛助会員 当法人の事業を賛助するために入会した個人又は団体
- 2 当法人の会員となるには、当法人が別に定めるところにより当法人の代表理事に申し込み、その承認を受けなければならない。

(入会金及び会費)

第6条 会員は社員総会の定めるところにより、入会金及び会費を納入しなければならない。

- 2 入会金及び会費の額は社員総会において定める。
- 3 納付した入会金及び会費は、理由の如何を問わず返還しない。

(資格の喪失)

第7条 会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会したとき
- (2) 後見開始又は保佐開始の審判を受け、成年被後見人又は被保佐人になったとき
- (3) 死亡若しくは失踪宣告を受け、又は解散したとき

(4) 会費の納入が継続して半年以上されなかったとき

(5) 除名されたとき

(除名)

第 8 条 会員が次の各号の一に該当する場合等、除名すべき正当な事由があるときには、社員総会において総社員の半数以上であって、総社員の議決権の 3 分の 2 以上の議決に基づいて除名することができる。この場合、その会員に対し、あらかじめ通知するとともに、議決前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) 当法人の定款、規則又は社員総会の議決に違反したとき

(2) 当法人の名誉を傷付け、又は目的に反する行為をしたとき

第 3 章 社員総会

(定時社員総会の招集時期)

第 9 条 定時社員総会は、毎事業年度終了後 3 か月以内に招集する。

(社員総会の招集権者)

第 10 条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、代表理事が招集する。

(社員総会の議長)

第 11 条 社員総会の議長は、代表理事がこれに当たる。

2 代表理事に事故があるときは、当該社員総会で議長を選出する。

(議決権の数)

第 12 条 社員は、各 1 個の議決権を有する。

(社員総会の決議)

第 13 条 社員総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。

第 4 章 理事

(理事の員数)

第 14 条 当法人の理事は、1 名以上とする。

(理事の任期)

第 15 条 理事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結時までとする。

2 任期満了前に退任した理事の補欠として、又は増員により選任された理事の任期は、前任者又は在任理事の任期の残存期間と同一とする。

(代表理事)

第 16 条 当法人の理事が 2 名以上ある場合は、そのうち 1 名を代表理事とし、理事の互選によってこれを定める。

(理事の報酬及び退職慰労金)

第 17 条 理事の報酬及び退職慰労金は、社員総会の決議により定める。

第 5 章 基金

(基金を引き受ける者の募集)

第 18 条 当法人は、社員総会の決議により、基金を引き受ける者の募集をすることができる。

(基金の拠出者の権利に関する規定)

第 19 条 拠出された基金は、基金拠出者と合意した期日までは返還しない。

(基金の返還の手続)

第 20 条 基金は、定時社員総会が決定したところに従って返還する。

第 6 章 計算

(事業年度)

第 21 条 当法人の事業年度は、毎年 3 月 1 日から翌年 2 月末日までの年 1 期とする。

第 7 章 事務局

(設置等)

第 22 条 当法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。

3 事務局長及び重要な職員は、代表理事が任免する。

4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、代表理事が別に定める。

第 8 章 附則

(最初の事業年度)

第 23 条 当法人の最初の事業年度は、当法人成立の日から平成 31 年 2 月 28 日までとする。

(設立時役員)

第 24 条 当法人の設立時理事及び設立時代表理事は、次のとおりである。

設立時理事 福島 光洋

設立時理事 江口 健太郎

設立時理事 原田 恒彦

設立時代表理事 福島 光洋

(設立時社員)

第 25 条 当法人の設立時社員の氏名及び住所は、次のとおりである。

佐賀県多久市西多久町大字板屋 7 6 0 2 番地

設立時社員 福島 光洋

佐賀県佐賀市光二丁目 5 番 1 5 号

設立時社員 江口 健太郎

佐賀県佐賀市木原二丁目 8 番 1 6 号

設立時社員 原田 恒彦

(法令の準拠)

第 26 条 この定款に規定のない事項は、すべて一般社団法人及び一般財団法人に関する法律並びにその他の法令に従う。

以上、一般社団法人メディカル多久の設立のため、設立時社員福島光洋、同江口健太郎、同原田恒彦の定款作成代理人である行政書士林洋志は、電磁的記録である本定款を作成し、これに電子署名をする。

平成 3 0 年 3 月 1 日

設立時社員 福島 光洋

設立時社員 江口 健太郎

設立時社員 原田 恒彦

定款作成代理人 行政書士 林 洋志